

## タクシー及び貸し切りバス事業者支援金 Q & A

**Q 1** 申請方法はどうすればよいですか？

A 1 奈良市ホームページから申請書をダウンロードしてください。  
必要事項を記載・押印の上、その他必要書類を添付し、簡易書留など郵送物の追跡ができる方法で郵送にてお申込みください。

**Q 2** 廃業している場合はどうなりますか？

A 2 対象外となります。

**Q 3** 先着順ですか？

A 3 基本的に要件を満たす皆様に支援する制度となっています。  
ただし、受付期間内での申請が条件です。

**Q 4** 現金での給付はできませんか？

A 4 現金での給付は行っておりません。

**Q 5** 申請してからどれくらいで指定の口座に振り込まれますか。

A 5 奈良市で受付をしてから2～3週間程度を予定しています。  
ただし、書類に不備等がある場合はこの限りではありません。

**Q 6** どこからの振込か分かりますか。

A 6 通帳への記帳は「ナラシシエンキン」と表記されます。

**Q 7** タクシー及び貸切バスの車両所有台数はいつの時点を基準とし、どのように確認するのですか？

A 7 2020年3月31日現在で奈良運輸支局に登録されている車両数です。車検証の写しを提出していただきます。

**Q 8** 提出する車検証は、保有している車両全てのものでしょうか？

A 8 申請する車両すべての車検証の写しを提出してください。ただし、申請金額が上限を上回る場合は、必要分で構いません。

例) タクシー：50台以上の場合は50台分

貸切バス：34台以上の場合は34台分

**Q 9** 一般のタクシーも福祉タクシーも両方営んでいる場合は対象になりますか？

A 9 対象になります（ただし、福祉輸送事業用車両は除きます）。  
福祉タクシーのみを営んでいる場合は対象外になります。